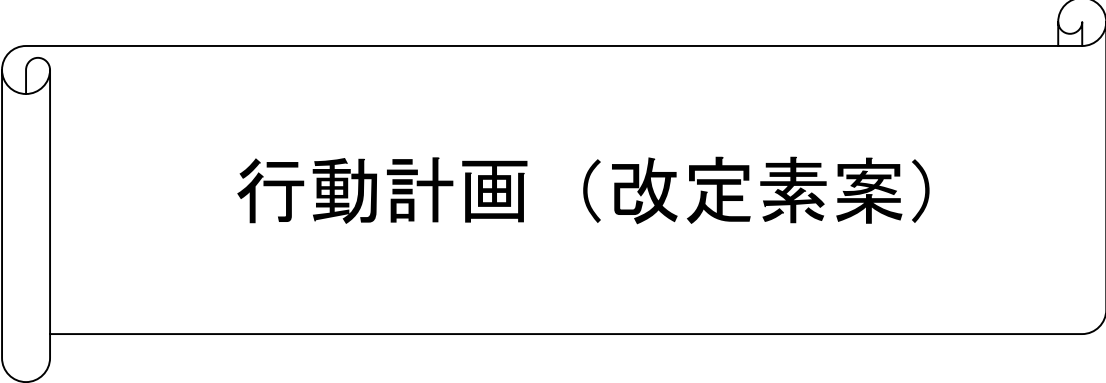


川崎市一般廃棄物処理基本計画

(かわさきチャレンジ・3R)

～地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して～



行動計画 (改定素案)

平成20年8月

川崎市環境審議会廃棄物部会

川崎市(環境局)

- 目 次 -

I	行動計画改定に向けて	
1	改定の背景	… 1
2	改定における視点	… 1
3	改定の範囲	… 2
4	改定の流れ	… 2
II	ごみ処理を取り巻く状況	
1	ごみ処理量等の推移	… 3
2	ごみ処理コスト(生活環境事業決算原価)	… 4
3	具体的施策の取組状況(平成17～19年度)	… 5
4	改定等が行われた関係諸制度	…13
III	目標の設定	
1	新たな行動計画における目標	…14
2	補助的な指標	…15
IV	重点施策	
1	循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる	…16
2	循環型の処理システムを築く	…16
3	新たな視点と発想による施策展開	…19
V	行動計画として取り組む施策	
V-1	地球温暖化対策に関連する施策	…20
1	地球温暖化対策に寄与する具体的施策	…20
2	温室効果ガス排出抑制に寄与する事業	…21
V-2	取り組むべき具体的な施策	…22
1	循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる	…22
2	循環型の処理システムを築く	…27
3	新たな視点と発想による施策展開	…34
参考	行動計画(改定素案)の体系	

I 行動計画改定に向けて

1 改定の背景

川崎市では、平成 17 年 4 月に「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念に「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」を策定しました。

本計画は、平成 27 年度までの概ね 10 年間に、ごみの発生抑制の推進（市民 1 人が 1 日当たりに出すごみを 180 グラム減量）、リサイクルの推進（資源化量 20 万トン、資源化率 35 パーセント）、焼却量の削減（ごみ焼却量 13 万トン削減）に係る目標を達成することにより、埋立処分場の延命化と 3 処理センター体制の実現を推進するための基本計画と、当該基本計画を実効性のあるものとするために、平成 21 年度までの 5 年間で、市民 1 人が 1 日当たりに出すごみを 120 グラム減量する目標と具体的施策を定めた行動計画とで構成されています。

この行動計画については、社会情勢の変化や、制度改正等へ柔軟に対応するため、概ね 3 年で見直しを行うこととしています。

平成 20 年度は、改定の時期にあたることから、これまでの取組状況を検証するとともに、社会状況の変化、環境施策の方向性等と整合を図りながら、行動計画の改定を行うものです。

2 改定における視点

計画の策定から 3 年が経過する中で、地球温暖化が世界的に喫緊の課題となっていることや、国において「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が策定されたことなど、一般廃棄物処理事業を取り巻く環境が大きく変化していることなどを踏まえ、次の 3 つの視点から改定を行います。

（1）行動計画の進捗状況の反映

新たな行動計画における目標や具体的施策の設定等に当たっては、目標値の達成状況や具体的施策の進捗状況を検証し、具体的施策に反映させます。

（2）平成 17 年度以降に改定等が行われた関係諸制度との整合

新たな行動計画における目標や具体的施策の設定等に当たっては、平成 20 年 3 月に策定された、国の「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」などにおける数値目標や、平成 20 年 3 月に策定した川崎市の「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン・第 2 期実行計画」等の関係諸制度における目標値や事業の内容等を整理し整合を図ります。

（3）地球温暖化対策（カーボン・チャレンジ 川崎 10 戦略〔CCかわさき〕）との関係性の強化

川崎市では、世界的に喫緊の課題となっている地球温暖化対策について、CCかわさきを基本方針に、全庁が一体となって全ての施策において積極的な取組を進めていることから、廃棄

物部門における温室効果ガス削減目標の設定や、地球温暖化対策に寄与する施策の推進等により、地球温暖化対策との関係性を強化します。

3 改定の範囲

今回の改定では、改定における視点をもとに、行動計画に係る目標や具体的施策等を見直しの範囲としています。

なお、「基本理念」、「基本方針」、「計画の期間」など、基本計画に定める事項については、原則として見直しは行わないこととしていますが、市民意見等を伺う中で、必要が生じた場合には、見直しの検討を行います。

4 改定の流れ

平成 20 年度中に、川崎市環境審議会廃棄物部会において、具体的な内容の審議を行うとともに、広く市民の皆様の御意見を伺ったうえでとりまとめられる環境審議会の答申を踏まえ、平成 21 年度からの 5 年間に取り組むべき具体的施策や目標等を内容とする計画として策定し、平成 21 年 4 月に公表します。

II ごみ処理を取り巻く状況

1 ごみ処理量等の推移

平成 16 年 4 月に実施した粗大ごみの完全有料化や事業系一般廃棄物の市収集の完全廃止、平成 19 年 4 月に実施した普通ごみ収集回数の変更等に伴い、1 人 1 日ごみ排出量については、15 年度と比較して、19 年度実績（速報値）で 130g 減量し、平成 21 年度の目標値（1 人 1 日当たりに出すごみを 120g 減量）を達成しています。

また、15 年度と比較して、ごみ焼却量は約 5 万トン減少し、資源化率は 5 ポイント上昇し、24% となっています。

平成 15～19 年度のごみ焼却量等の実績

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度 (速報値)	21 年度 (目標値)
1 人 1 日当たり ごみ排出量 (g)	1,308	1,248	1,211	1,221	1,178	1,188
資源化量 (t)	118,224	123,425	124,900	134,675	140,466	—
資源化率 (%)	19	21	21	23	24	—
焼却量 (t)	500,954	471,486	461,435	463,131	449,776	—
人口 (人)	1,293,618	1,306,021	1,327,009	1,342,262	1,369,443	—

注 1) 1 人 1 日当たりごみ排出量とは、一般家庭（普通ごみ・粗大ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物））、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は 366 日）で除したもの。
注 2) 資源化量とは、資源集団回収（古紙・ダンボール等）、市分別収集（空き缶・空きびん・ペットボトル・ミックスペーパー・小物金属）、事業系資源物（梱包材・ダンボール等）、その他（生ごみ）を含めて算出したもの。

（参考）区別でみた家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量及び資源化率

① 家庭系ごみの 1 人 1 日排出量 (g)

※家庭系ごみ量とは、市が収集したごみ（普通ごみ・粗大ごみ・資源物）をいう。

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体
15 年度	988	961	821	855	845	738	739	849
16 年度	786	763	669	716	717	675	682	714
17 年度	769	725	686	707	711	672	677	707
18 年度	759	725	670	705	704	671	671	700

② 区別で見た家庭系ごみの資源化率 (%)

※資源化率 = (市分別収集量 + 資源集団回収量) / (家庭系ごみ量 + 資源集団回収量) × 100

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体
15 年度	14.4%	16.2%	17.9%	17.2%	18.7%	22.9%	19.8%	18.0%
16 年度	15.9%	18.6%	20.2%	19.6%	19.8%	24.4%	20.8%	19.9%
17 年度	16.4%	19.6%	19.4%	19.3%	19.9%	24.1%	20.9%	19.9%
18 年度	16.3%	19.3%	19.9%	19.2%	19.5%	24.1%	20.9%	19.9%

注) 区別データについては未確定のため、19 年度については示していない。

2 ごみ処理コスト（生活環境事業決算原価）

川崎市では、行財政改革プランに基づき、これまでも、事業系ごみの全面許可業者移行をはじめ、粗大ごみの有料化や普通ごみの収集回数の見直しなど、効率的・効果的な執行体制の構築等に向けた取組を進めてきました。これらの取組等によりごみ処理経費は減少傾向にはあるものの、依然として、ごみ処理には多額の経費を必要としています。

今後、分別収集品目の拡大など、多様な市民ニーズに応えていくためには、さらに、多額の経費が必要となることから、現行の処理体制のスリム化など、効率的な廃棄物処理事業を進める必要があります。

平成 15～18 年度のごみ処理原価

年 度	ごみ処理経費（千円）	処理量（t）	1 tあたりの経費（円）
15 年度	19,328,263	414,114	46,674
16 年度	17,864,298	340,582	52,452
17 年度	17,404,072	342,281	50,847
18 年度	16,885,538	343,132	49,210

※ ここに示す経費の合計には、環境局の経費（環境費）以外に、総務局の経費（総務費、職員手当・賞与等）を含み、ごみ収集車両の購入や、処理施設の建設等に係る経費については、単年度ではなく、複数年に渡る支出として計算（減価償却）を行っています。

※ ごみ処理経費は、家庭系ごみの収集・運搬、処理・処分に係る経費です。

3 具体的施策の取組状況（平成17～19年度）

(1) 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民となる」

ア 環境教育・環境学習の促進

本計画では、環境について知り、学び、実践する教育・学習の場を拡大し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関心のある市民や学校等の教育関連機関などと連携を図りながら、横断的な取組を進めることとしています。

本市では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成16年10月施行）に基づき、平成18年3月に「川崎市環境教育・学習基本方針」を改訂し、この方針により、ごみ減量・リサイクルに関し、環境教育・学習事業を展開しました。



出前ごみスクール



生ごみリサイクル体験学習

【主な具体的施策の取組状況】

・ 出前ごみスクール・ふれあい出張講座

小学生（3・4年生）向け体験型学習である「出前ごみスクール」及び、町内会・自治会等向けの「ふれあい出張講座」を実施し、環境に対する意識啓発を図りました。

	17年度	18年度	19年度
実施回数	出前ごみスクール：15回 ふれあい出張講座：4回	出前ごみスクール：54回 ふれあい出張講座：11回	出前ごみスクール：51回 ふれあい出張講座：32回

・ ごみ問題講演会の開催

市民、減量指導員、事業者を対象にごみ問題に関する講演会を毎年実施し、意識啓発を図りました。

	17年度	18年度	19年度
テーマ	市民が進めるごみ減量とリサイクル	エコショッピング・クッキングでストップごみ問題&地球温暖化	今日からできる！家庭の生ごみダイエット
開催日時 会場	18年1月28日（1回開催） エポック中原	18年8月29日（1回開催） エポック中原	19年10月（2回開催） 10/10 川崎市産業振興会館 10/16 多摩市民館
参加人数	約550人	約550人	約300人

イ 情報の共有化

情報発信の迅速化や、様々な情報媒体の活用、また、インターネットを利用した情報交換システムの充実といったニーズに対応するため、市民・事業者・行政の情報共有の充実に努めました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 再利用品交換情報誌「エコー」の充実

再利用品の橋渡しをする情報誌である「エコー」を広く市民の方に知っていただくため、配布場所の拡充（公園事務所、市立病院、川崎信用金庫本店等）のほか、市 HP に紹介ページを掲載するとともに、（財）川崎市リサイクル環境公社 HP 上からの掲載申込の受付を開始しました。

川崎市リサイクル環境公社 HP アドレス：<http://www.krk-kosya.or.jp/>

・ 広報誌の充実

本計画の取組状況等を取りまとめた「かわさきチャレンジ3R News」を平成17年9月に創刊し、平成19年12月には第6号を発行しました。

また、平成19年4月の普通ごみ収集回数の変更及びミックスペーパー分別収集のモデル実施に伴い、平成18年12月に保存版の分別・リサイクルハンドブック「ごみと資源物の分け方・出し方」を79万部作成し、配布しました。

ウ 減量・リサイクル活動の活性化

地域に密着した減量指導員制度の充実や、フリーマーケットの開催などにより、市民の自主的な活動の促進を図りました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 減量指導員制度の充実

平成17年度に開催した減量指導員ネットワーク会議の中で、現行の廃棄物減量指導員制度の課題と今後の取組を整理し、平成18・19年度には減量指導員と生活環境事業所との連携強化に向けた取組を行いました。

・ フリーマーケットの開催

毎年、かわさき市民まつりにおいて、フリーマーケットを開催し、市民のリサイクル活動を推進しました。



エ 市民参加の促進

市民の方がごみ問題に関心を持ち、積極的に参加・活動できる場として、「川崎市ごみ減量推進市民会議」を平成 19 年 1 月に設置し、ごみ減量・リサイクルの推進に向けた市民の自主的な取組を促進しました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の設置

市民、減量指導員、事業者、学識者、行政などから構成する会議を平成 19 年 1 月に設置し、平成 19 年度は 3 つの分科会を設け、ごみ減量に向けた具体的な取組を実施しました。

	第 1 分科会	第 2 分科会	第 3 分科会
テーマ	生ごみの減量	地域におけるごみ減量	事業者との連携によるごみ減量
取組の内容	生ごみリサイクルハンドブック「チャレンジ 生ごみダイエット 私からはじめる実践編」の作成 (平成 20 年 3 月発行)	市民によるごみ減量・リサイクル等の取組みに関する「ごみニティの底力・発表大会」の開催 (平成 19 年 11 月 11 日開催)	事業者 2 社、市民団体 2 団体及び市によるレジ袋削減に関する協定締結 (平成 19 年 10 月 2 日締結)

オ まちの美化推進

ごみのない、美しく魅力あふれるまちづくりを目指し、不適正排出や不法投棄の防止への取組や、駅周辺・繁華街などでの散乱ごみの清掃活動を行いました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 不法投棄防止に向けた取組

廃棄物の不法投棄は、臨海部を中心に後を絶たない状況にあるため、国土交通省、在市内警察署、川崎市関係部局が参加する「川崎市不法投棄等防止連絡協議会」を通じ、監視事業の協力体制や不法投棄事案の対応方法等に関する調整や意見交換を行ったほか、市内タクシー協会にも協力を要請し「不法投棄通報タクシー」を走行させるなど、関係機関との連携と監視体制を築きました。

また、定期的な不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄者が特定できた場合には、原状回復の指導や警察への通報をするなどの対応を図りました。

・ クリーンアップかわさき推進事業

川崎の玄関口である川崎駅周辺について集中的に散乱ごみの清掃活動を行いました。

(2) 循環型の処理システムを築く

ア ごみをつくらない社会を創る

物の購入、消費、廃棄など各段階において、ごみの発生・排出抑制を基本としたライフスタイルや事業活動への転換を促す取組を行いました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 製品の適正包装の推進

市内の大手スーパー、百貨店、商店街等に対して「適正包装及びレジ袋削減の推進」について協力を要請するとともに、特に主要駅周辺のデパート・百貨店に対しては個別に訪問して、要請を行いました。(年2回、6月及び11月に実施)

	17年度	18年度	19年度
協力要請店舗数	約1,200店舗	約1,100店舗	約1,600店舗

・ 事業系ごみ減量化に向けた指導の徹底

ごみを多量に排出する事業者を多量排出事業者・準多量排出事業者に認定し、減量等計画書の提出を求めるとともに、多量排出事業者に対しては、説明会を開催しごみ減量・リサイクルへの協力を要請しました。

また、必要に応じ個別にヒアリングを行い、課題点を把握し、減量化に向けた指導を行いました。

・ 環境に配慮した製品の開発の促進

拡大生産者責任の追及や、環境に配慮した製品の積極的な開発等について、八都県市首脳会議等を通じて他の自治体と連携し、国や関係業界などへの働きかけを行いました。

イ やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする

やむを得ず排出されたごみについては、可能な限り資源化することを目指し、排出量の多い紙類、生ごみ等について資源化に向けた事業を展開しました。

また、市民、事業者の自主的なリサイクル活動を促進するため、資源集団回収の拡大に向けた取組や事業者による資源化活動の支援を行いました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 資源集団回収事業の拡大

市のごみ総排出量の約1割を占め、ごみの資源化に大きく寄与している資源集団回収は、近年実施団体数や回収量が伸び悩んでいることから、活動の活性化を目指し、未実施地域の調査、未実施団体への働きかけ、また実施団体への情報発信として平成18年3月から「資源集団回収だより」の発行を行いました。

資源集団回収実績

年	17年	18年	19年
回収量（t）	51,928	51,519	54,431

・ ミックスペーパーの分別収集の実施

資源集団回収の対象外の包装紙、封筒、菓子箱等のミックスペーパーについて、平成18年11月からモデル的に分別収集を開始し、平成22年度中の全市実施に向け、段階的に地域を拡大しました。

	17年度	18年度	19年度
モデル地域 対象世帯	—	川崎区・幸区の一部地域 4,200世帯（18.11～） 回収量 25トン	川崎区・幸区の一部地域 15,200世帯（19.4～） 回収量 266トン

・ その他プラスチック類の分別収集の実施

平成22年度中の分別収集のモデル実施に向け、資源化処理施設の整備手法を含めた検討を進めました。

・ かわさき生ごみリサイクルプランの策定・実施

平成17年11月に、市民、農業関係者などによる「(仮称)かわさき生ごみリサイクルプラン策定検討会議」を設置し、平成19年2月に本市の地域特性を活かした「かわさき生ごみリサイクルプラン」を策定しました。

また、同プランに基づき、集合住宅における生ごみ減量化方策や事業系生ごみリサイクルの調査研究を行うとともに、かわさき・松下生ごみゼロ計画事業や生ごみリサイクルリーダー制度の創設などに取り組みました。



生ごみリサイクルリーダー認定式

ウ 資源にならないごみは適正に処理する

ごみ処理施設の大規模な整備を計画的に実施し、施設の処理能力の維持を図るとともに、ごみ焼却により発生するエネルギーの効率的な回収・利用に努めました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ ごみ発電事業

ごみ焼却によって発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、従来から実施してきた発電や蒸気供給等の活用を継続して行いました。また、余剰電力については、有効活用を図るため売電を行っています。

平成 19 年度 施設別発電・売電量

処理センター	内 訳	電気量 (kwh)	金額 (円)
浮島処理センター	発 電	66,926,030	—
	売 電	43,037,904	406,785,626
橘処理センター	発 電	11,435,482	—
	売 電	2,383,410	21,134,633
堤根処理センター	発 電	9,366,600	—

・ 搬入禁止物の混入防止

焼却処理施設に搬入されるごみについて、資源物や産業廃棄物などの不適正なごみの混入を防止するため、浮島・堤根・橘処理センターに内容物審査機を導入し、審査・指導を徹底しました。

(王禅寺処理センターへは平成 20 年度に審査機を導入)

・ ごみ処理施設の整備

ごみ処理事業を安定的かつ円滑に進めるため、ごみ処理施設の補修及び整備工事を実施しました。また、(仮称)リサイクルパークあさおの整備については、王禅寺処理センターの更新事業として、ごみ焼却処理施設の建設工事に着手しました。

ごみ処理施設の整備スケジュール

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
浮島処理センター				整備	→
堤根処理センター					
橘処理センター	←	整備	→		
王禅寺処理センター	整備	→			
(仮称)リサイクルパークあさお				ごみ焼却処理施設建設	→

(3) 新たな視点と発想による施策展開

ア 施策の評価手法の開発とフォローアップ

計画を効果的に推進するため、年度ごとに施策の進行状況や目標の達成状況について進行管理を行いました。

また、国の各種ガイドラインが策定されていることから、これらを参考にしながら、評価手法の検討を行っています。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 計画のフォローアップ

行動計画における具体的施策について取組状況を把握するとともに、年度ごとに各施策の進捗について報告書をまとめ、各年度の実績について HP や広報誌（市政だより、かわさきチャレンジ 3 R News、環境情報）に概要を掲載して情報発信を行いました。

また、平成 20 年度の行動計画の見直しに向け、計画策定後 3 年間の取組状況について取りまとめを行いました。

イ 費用対効果の分析

廃棄物処理事業については、費用対効果について分析し、その結果を踏まえてより効率的・効果的な事業運営が求められていることから、ごみ収集体制の再構築を図りました。

【主な具体的施策の取組状況】

・ 普通ごみ収集回数の見直し

作業の平準化を確保するとともに、新たな分別収集品目の拡大を目指し、平成 19 年 4 月に普通ごみの収集を週 4 回から週 3 回へと変更し、新たな品目の収集日の確保と効率的・効果的な収集体制に向けて、人員・車両等の配置を行いました。

また、これに先立ち、住民周知を図るためポスティングによる広報チラシの全戸配布など、普及広報を行いました。

・ 民間活力の導入

地域を拡大したミックスペーパーのモデル収集について、平成 19 年 4 月から収集運搬業務の民間委託化を行いました。また、粗大ごみ収集業務についても検討を進め、平成 20 年 4 月の民間委託化に向けた準備を行いました。

計画体系（平成 17 年 4 月策定）

基本計画(H17~27)

【目標】
 ◇1 人 1 日 180 グラム減量 ◇資源化量 20 万トン ◇焼却量 13 万トン削減

行動計画(H17~21)

【目標】
 ◇1 人 1 日 120 グラムの減量

基本理念 基本方針 基本施策 具体的施策

地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して

○ 市民の健康的で快適な生活環境を守ること
 ○ 市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと
 ○ 限りなくごみをつくらない社会を創ること

循環型社会へのビジョンを共有し
 「環境市民」となる

循環型の処理システムを築く

新たな視点と発想
 による施策展開

(1) 環境教育・環境学習の促進

(2) 情報の共有化
 ・IT の活用
 ・普及広報の充実

(3) 減量・リサイクル活動の活性化

(4) 市民参加の促進

(5) まちの美化推進

(1) ごみをつくらない社会を創る
 ・ごみの発生を容認しない市場経済の構築
 ・拡大生産者責任の追求
 ・経済的手法の導入

(2) やむを得ず出たごみは
 可能な限り資源物とする
 ・徹底した資源化
 ・環境産業との連携

(3) 資源にならないごみは
 適正に処理する
 ・環境負荷の低減に努めた適正処理
 ・ごみ処理施設の整備

(1) 施策の評価手法の開発と
 フォローアップ
 ・施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施
 ・計画のフォローアップ

(2) 費用対効果の分析
 ・収集体制の再構築

●「ごみ減量学習プラン」の推進
 ●「ごみ減量に向けた川崎ルール（仮称）」の創設
 ●リユースカップやマイカップの普及
 ●環境教育用教材の充実
 ●ごみ問題講演会の開催
 ●普及啓発キャンペーンの実施

●市ホームページの充実
 ●再利用品交換情報誌「エコー」の充実
 ●広報誌の充実
 ●マスメディアを活用した情報提供

●減量指導員制度の充実
 ●市民リサイクル活動への支援
 ●フリーマーケットの開催

●「川崎市ごみ減量推進市民会議」の設置

●不法投棄防止に向けた取組
 ●排出マナーの悪い集積所の徹底指導
 ●クリーンアップかわさき推進事業の実施

●グリーン購入の促進
 ●製品の適正包装の推進
 ●リサイクルエコショップ制度の充実
 ●事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底
 ●環境に配慮した製品の開発の促進
 ●店頭回収の拡大に向けた取組
 ●効果的な経済的手法の研究

●資源集団回収事業の拡大
 ●ミックスペーパーの分別収集の実施
 ●その他プラスチック類の分別収集の実施
 ●分別排出の徹底
 ●「かわさき生ごみリサイクルプラン」の策定
 ●事業者によるリサイクル活動の活性化
 ●事業系資源物のリサイクルルートの確立

●廃棄物処理技術の研究、開発
 ●埋立処分量の減量化
 ●ISO14001 の適正な運用
 ●ごみ発電事業の推進
 ●有害廃棄物・適正処理困難物への取組
 ●搬入禁止物の混入防止
 ●ごみ処理施設の整備

●普通ごみの収集回数の見直し
 ●民間活力の導入

4 改定等が行われた関係諸制度

川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）を策定した、平成17年4月以降に改定等が行われた関係諸制度は次のとおりです。

これら関係諸制度は、3Rを基調とした循環型社会の構築等、川崎市の廃棄物処理事業を推進するうえで、考慮する必要があるものです。

（1）国等における制度改正等の状況

- ・第3次環境基本計画〔平成18年4月閣議決定〕
- ・第2次循環型社会形成推進基本計画〔平成20年3月策定〕
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針〔平成17年5月環境省告示〕
- ・一般廃棄物会計基準〔平成19年6月策定〕
- ・一般廃棄物処理有料化の手引き〔平成19年6月策定〕
- ・市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針〔平成19年6月策定〕
- ・ごみ処理基本計画策定指針〔平成20年6月策定〕
- ・神奈川県廃棄物処理計画〔平成20年3月改定〕
- ・改定京都議定書目標達成計画〔平成20年3月閣議決定〕

（2）川崎市における制度改正等の状況

- ・新総合計画 川崎再生フロンティアプラン・第2期実行計画〔平成20年3月策定〕
- ・川崎市新行財政改革プラン〔平成20年3月策定〕
- ・カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）
～川崎市における地球温暖化対策への取組み～〔平成20年2月策定〕

Ⅲ 目標の設定

川崎市一般廃棄物処理基本計画では、平成 27 年度までに、ごみの発生抑制の推進として、「市民 1 人が 1 日当たりに出すごみを 180 グラム減量すること」、リサイクルの推進として、「資源化量を 20 万トン、資源化率を 35 パーセントとすること」、焼却量の削減として、「ごみ焼却量を 13 万トン削減すること」の 3 つの目標を設定し、これらの目標を達成することにより、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指すとともに、埋立処分場の延命化と 3 処理センター体制の実現を推進することとしています。

また、行動計画においては、具体的な施策の実施により、「5 年間で、市民 1 人が 1 日当たりに出すごみを 120 グラム減量する」という目標を掲げています。

市民の皆様や事業者の方たちに、さらなる、ごみの減量・リサイクルに取り組んでいただくためには、取り組む意欲を喚起し、取り組みの成果が実感できるような、わかりやすい目標を設定することが必要です。

このような観点から、新たな行動計画におきましては、平成 25 年度までの 5 年間で達成すべき目標を、次の考え方により設定することとします。

1 新たな行動計画における目標

- 市民 1 人が 1 日当たりに出すごみの削減量
- 焼却ごみ（家庭系及び事業系）の削減量

○ 市民 1 人が 1 日当たりに出すごみの削減量

ごみを減らすための原動力となるのは、市民 1 人ひとりの行動力です。

この市民 1 人ひとりの行動力を一層発揮させるためには、何をすればごみが減るのか、分別した資源物がどのようにリサイクルされるのか等、取組の内容や取組の成果が実感できることが必要となります。

このため、市民 1 人ひとりが、目標に向かって具体的な取組を進めるための指標として設定するものです。

○ 焼却ごみ（家庭系及び事業系）の削減量

基本計画に掲げる目標の 1 つである、ごみ焼却量を 37 万トン以下にすることは、基本計画が目指す 3 処理センター体制を実現するとともに、ごみ処理経費を削減することもつながります。

このため、ごみ焼却量は、計画の進捗状況の指標として設定するものです。

なお、ごみを減らすためには、市民はもちろん事業者の取組も非常に大切なことから、家庭系、事業系それぞれについて削減量を示します。

2 補助的な指標

○ 廃棄物分野における温室効果ガス削減量、又は、削減率

○ 廃棄物分野における温室効果ガス削減量、又は、削減率

国の循環型社会形成推進基本計画においては、目標の他に、目標を補足する補助的な指標を設定しています。

また、地球温暖化対策との関係性の強化の視点を踏まえ、温室効果ガス削減量などを補助的な指標として設定するものです。

※ 新たな行動計画における目標や、補助的な指標については、それぞれに具体的な数値を設定する必要があることから、市民の皆様の御意見を伺いながら、今後、個々の目標値を設定します。

また、目標値については、市民のごみ減量への取組意識を喚起し、環境に配慮したライフスタイルへの転換のスピードアップを図るためにも、可能な限り、努力数値を加えた目標値の設定を考えています。

IV 重点施策

具体的施策の取組を進めることにより、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指すためには、具体的施策にウエート付けをするなど、行動計画にメリハリをつけることも必要です。

このようなことから、ごみの減量効果の高いものや、温室効果ガス排出削減量の大きいものなどで、他の施策を牽引し、目標達成に向けた行動計画全体の着実な推進を先導するような施策を、特に重点的なものとして抽出し、重点施策として位置づけています。

1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

(1) 出前ごみスクールの開催

3Rを推進するためには、川崎の次代を担う子どもたちへの意識づけが重要なことから、小学生を対象とした「出前ごみスクール」を充実・拡大します。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 開催回数

(2) ふれあい出張講座

自治会、町内会等の集会や地域のイベントなどで、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「ふれあい出張講座」は平成17年度から実施していますが、引き続き行うとともに、内容の充実・実施回数の拡大を図ります。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 開催回数

(3) (仮称) 3Rチェックシートの作成・普及

市民が生活の中で取り組むことができる3R(リデュース・リユース・リサイクル)について、チェックシートを作成し、広報誌への掲載やホームページ等の活用による取組状況の共有化により、ごみの減量・リサイクルへの意識啓発を推進します。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 取組人数

2 循環型の処理システムを築く

(1) レジ袋削減に向けた取組

ごみの減量やCO₂削減の取組を推進するため、平成19年10月に、事業者、市民団体、川崎市で「環境配慮型ライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を締結しました。

この協定を契機として、今後も、市民、事業者、行政の協働により、地球温暖化対策との関係性を強化しながら、レジ袋の削減やマイバック使用推進など、環境配慮型のライフスタイルに向けた取組を広く進めていきます。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 取組（協力）店舗数

（２）事業系ごみの減量化・リサイクルの推進

焼却ごみ量の約 3 割を占める事業系ごみの減量は重要な課題となっていることから、事業者指導の徹底、事業系資源物のリサイクルルートの確立等、事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組を推進します。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 事業系ごみ焼却量

（３）資源集団回収の拡大

ごみの減量とリサイクルを促進するため、現在、町内会・自治会、学校 P T A などの 1,100 を超える実施団体が古紙、古布、生きびん類の資源集団回収を実施しています。

集団回収は、市のごみ総排出量の約 1 割を占め、ごみ減量に大きく貢献する事業であることから、実施地域には、回収日、回収場所の増加や情報提供の充実を図るとともに、未実施地域では、集団回収実施の働きかけを行うなど、取組を一層進めます。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 回収量

（４）ミックスペーパー分別収集の拡大

家庭系ごみの 9.9%（平成 15 年度川崎市調査）を占めるミックスペーパー（菓子箱や包装紙等）の分別収集については、平成 18 年度からモデル収集を開始しました。

今後は、建設を予定している資源化处理施設（圧縮・梱包施設）の稼動にあわせ、平成 22 年度中に全市展開します。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 収集量

（５）その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施

家庭系ごみの 7.6%（平成 15 年度川崎市調査）を占めるその他プラスチックの減量・リサイクルは、資源の有効利用と C O₂ 削減の観点から重要な施策であることから、収集・処理体制の整備や収集対象品目の選定などについて検討を進め、今後、建設を予定している資源化处理施設（圧縮・梱包施設）の稼動にあわせ、平成 22 年度中にモデル収集を開始し、平成 25 年度に全市展開します。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 収集量

(6) かわさき生ごみリサイクルプランの推進

家庭系ごみの35.7%（平成15年度川崎市調査）を占める生ごみの減量については、発生排出抑制を基本としながら、地域に依拠した小さな循環（堆肥化や肥料化）として、電動生ごみ処理機購入等助成制度などにより、家庭系生ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、事業系生ごみを中心とした大きな循環のリサイクルシステムの構築を目指し、メタン発酵等による民間主体でのリサイクル事業を推進することなどにより、ごみ焼却量の削減を図ります。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 電動生ごみ処理機等助成基数

(7) ごみ発電事業の推進

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収（廃棄物から熱エネルギーを回収すること）、⑤適正処分という対策の優先順位を定めています。

ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについては、低炭素社会に向けた取組と循環型社会に向けた取組との統合的な展開の一つとして、これまでも発電や蒸気供給等による活用を図ってきましたが、今後も、新設する仮称リサイクルパークあさおごみ焼却処理施設を高効率な熱回収施設とすることにより、さらにごみ発電事業等を推進し、温室効果ガスの削減に努めます。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 発電量、売電量

(8) 搬入禁止物の混入防止

市のごみ処理施設に搬入される廃棄物の中には、搬入してはいけない産業廃棄物や適正処理困難物、資源物などが混入されているため、処理センターに導入した内容物審査機を用いた内容物審査体制を充実し、監視・指導を強化します。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 事業系一般廃棄物の施設搬入量

(9) 仮称リサイクルパークあさおの建設

王禅寺処理センターの老朽化に伴い、新たに総合的なごみ処理施設として仮称リサイクルパークあさおを建設し、市北部地域のごみ処理体制を構築するとともに、本市のごみ処理事業を円滑に推進します。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 計画の進捗状況

3 新たな視点と発想による施策展開

(1) 施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施

各施策の評価にあたっては、評価の基準となる指標の設定が求められます。

また、国においても、市町村等が行う廃棄物の減量のほか、適正な処理を確保するための取組が円滑に実施できるよう、諸指針が策定されています。

そこで、川崎市のごみ処理事業の特徴を把握するとともに、国が策定した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 19 年 6 月）」等を基に、意識啓発の効果や各区の達成状況等を明らかにすることにより、市民・事業者・行政がビジョンを共有できる評価手法の導入に向けた検討を行います。

施策の進捗状況を測る指標 ⇒ 点検・評価の実施状況

V 行動計画として取り組む施策

V-1 地球温暖化対策に関連する施策

川崎市では、世界的に喫緊の課題となっている地球温暖化対策について、「CCかわさき」を基本方針に、全庁が一体となって全ての施策において積極的な取組を進めています。

また、国の第2次循環型社会形成推進基本計画においては、低炭素社会に向けた取組と循環型社会に向けた取組との統合的な展開の進捗を測るため、補助指標として「低炭素社会への取組との連携」が新たに設定されるなど、廃棄物分野においても地球温暖化対策との関連性を強化していく必要があります。

このようなことから、廃棄物部門において、地球温暖化対策に寄与する施策等をまとめました。

1 地球温暖化対策に寄与する具体的施策

(1) レジ袋削減に向けた取組（CO₂削減量）

レジ袋は、製造段階と廃棄段階でCO₂を排出し、高密度ポリエチレン製レジ袋1枚をCO₂排出量に換算すると、約100グラムになるといわれています。

不要なレジ袋の削減は、日常生活の中で最も身近で簡単に取り組むことができる環境配慮行動といえます。

川崎市では、ごみの減量やCO₂削減の取組を推進するため、平成19年10月に、事業者、市民団体と「環境配慮型ライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を締結しました。

この協定を契機として、今後も、市民、事業者、行政の協働により、地球温暖化対策との関係性を強化しながら、レジ袋の削減やマイバック使用推進など、環境配慮型のライフスタイルに向けた取組を広く進めていきます。

(2) その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施（CO₂削減量）

プラスチック類は、原料が化石燃料の石油であるため、廃棄段階の焼却処理によりCO₂が排出され、大気中のCO₂濃度の上昇要因となります。

家庭系ごみの7.6%（平成15年度川崎市調査）を占めるその他プラスチックの減量・リサイクルは、資源の有効利用とCO₂削減の観点から重要な施策といえます。

今後、収集・処理体制の整備や収集対象品目の選定などについて検討を進め、建設を予定している中間処理施設（圧縮・梱包施設）の稼動にあわせ、平成22年度中にモデル収集を開始し、平成25年度に全市展開します。

(3) かわさき生ごみリサイクルプランの推進（CO₂削減量）

生ごみは生物由来であるため、廃棄段階において焼却処理を行っても、大気中のCO₂濃度の上昇要因にはならないといわれていますが、生ごみから製造する燃料の利用は、化石燃

料の使用量の削減となり、CO₂の排出抑制につながります。

家庭系ごみの35.7%（平成15年度川崎市調査）を占める生ごみの減量については、発生排出抑制を基本としながら、地域に依拠した小さな循環（堆肥化や肥料化）として、電動生ごみ処理機購入等助成制度などにより、家庭系生ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、事業系生ごみを中心とした大きな循環のリサイクルシステムの構築を目指し、メタン発酵等による民間主体でのリサイクル事業を推進することなどにより、ごみ焼却量の削減を図ります。

（４）ごみ発電事業の推進（CO₂削減量）

ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについては、これまでも発電や蒸気供給等による活用を図ってきましたが、今後も新設する仮称リサイクルパークあさおごみ焼却処理施設を高効率な熱回収施設とすることにより、さらにごみ発電事業等を推進し、温室効果ガスの削減に努めます。

2 温室効果ガス排出抑制に寄与する事業

取り組むべき具体的施策にはなっていないものの、廃棄物部門では様々な事業に取り組んでいることから、その中でCO₂削減など地球温暖化対策に寄与する事業を引き続き実施します。

（１）廃棄物鉄道輸送事業（CO₂削減効果）

市の北部から排出される廃棄物の輸送の一部を、車から環境負荷の低い鉄道に振り替えることで、環境にやさしい輸送を実施します。

（２）ごみ収集車両整備事業（CO₂削減効果）

ごみ収集車両に、環境にやさしい低公害車の導入を推進します。

（３）フロン回収事業（CO₂削減効果）

不法投棄された廃冷蔵庫等から検出されるフロンガスの処理を行います。

（４）資源化処理運営事業（CO₂削減効果）

分別収集されたペットボトル等の資源化処理を行い、リサイクルを推進します。

（５）余熱利用市民施設運営事業（CO₂削減効果）

処理センターの排熱を余熱利用市民施設で有効利用します。

V-2 取り組むべき具体的な施策

1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

(1) 環境教育・環境学習の促進

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクルを推進するためには、まず環境への意識を高めることが必要となります。

そこで、平成 18 年 3 月に策定した「川崎市環境教育・学習基本方針（改訂版）」に基づいてごみに関する環境教育・学習を実施し、その促進を図ります。

① 幼児環境教育プログラム

平成 19 年度に策定した環境全般に関する幼児環境プログラムについて、市内幼稚園でのプログラムの活用を目指した取組を推進します。

H21	H22	H23	H24	H25
		市内幼稚園でのプログラムの活用		

② 出前ごみスクール



平成 17 年度から小学生を対象に実施している「出前ごみスクール」については、環境への意識を高めるために、内容の充実に取り組むとともに、実施回数を拡大していきます。

H21	H22	H23	H24	H25
		事業の拡大		

③ ふれあい出張講座

自治会、町内会等の集会や地域のイベントなどで、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行う「ふれあい出張講座」は平成 17 年度から実施していますが、引き続き行うとともに、内容の充実・実施回数の拡大を図ります。

H21	H22	H23	H24	H25
		事業の拡大		

④ エコ・クッキング講習会

現在小学校PTAを対象として実施しているエコ・クッキング講習会を開催し、その実施回数の増加を目指します。

H21	H22	H23	H24	H25
		事業の再点検後、継続実施		

⑤ リユース食器やマイカップの普及

お祭りや競技場など多くの人が集まる場所において、リユース食器やマイカップの使用を促進するシステムの普及を目指した取組を進め、市民の環境意識の向上を図ります。

H21	H22	H23	H24	H25
		実施		

⑥ 環境教育用教材の充実



小学生が学校教材として利用している社会科副読本「くらしとごみ」について、子どもたちが理解しやすく、興味が湧くように内容の充実に努めます。

H21	H22	H23	H24	H25
		小学生を対象に配布 社会科教育研究会での検討		

⑦ 3R推進講演会の開催

その時々のごみに関する話題をテーマとした、講演会を毎年開催しています。

今後も内容に工夫を凝らし、学習機会の場として幅広い参加を呼びかけていきます。



(2) 情報の共有化

【ITの活用】

① 市ホームページの充実

市公式ホームページの中に「ごみ・リサイクルのページ」を設け、必要な情報をお知らせしています。

インターネットの利用拡大に伴い、ごみに関する情報や市民団体等の活動、取組成果の紹介など、様々な情報伝達の手段として、ホームページのより一層の充実に努めていきます。

(市ホームページアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp>)

② 再利用品交換情報誌「エコー (echo)」の充実

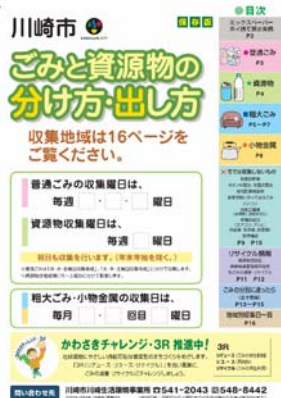
不要になった家具等を「譲りたい方」、また「欲しい方」のため、再利用品交換情報誌「エコー」を毎月1回発行し、区役所等の窓口で配布しています。

今後はエコー誌面へ写真の掲載やインターネットホームページの充実などを行い、多くの市民の方々にその情報をお知らせし、利用の拡大に努めていきます。

H21	H22	H23	H24	H25
		ホームページの充実		

【普及広報の充実】

③ 広報誌の充実



ごみや資源物の収集日程・出し方等をお知らせする「ごみと資源物の分け方・出し方」を作成し、市内全世帯へ配布しています。また、本基本計画の取組状況等をお知らせする「かわさきチャレンジ・3Rニュース」を年数回発行しています。

今後は、内容の充実に加え、必要な情報をより分かりやすく提供するなど、情報の共有化に努めます。

④ マスメディアを活用した情報提供

今後は、これまで以上に新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアを活用し、廃棄物に関する情報を広範囲に提供していきます。

⑤ (仮称) 3Rチェックシートの作成・普及

市民が生活の中で取り組むことができる3R(リデュース・リユース・リサイクル)について、チェックシートを作成し、広報誌への掲載やホームページ等の活用による取組状況の共有化により、ごみの減量・リサイクルへの意識啓発を推進します。

H21	H22	H23	H24	H25
		チェックシートの作成・配布		

(3) 減量・リサイクル活動の活性化

① 減量指導員制度の充実

減量指導員は、ごみの減量・リサイクルを推進するため、地域におけるボランティア・リーダーとして、また、市民と行政とのパイプ役として活動しています。
 今後も、減量指導員制度の周知徹底を図り、活動の活性化に努めます。

H21	H22	H23	H24	H25
		制度の活性化		

② 市民リサイクル活動への支援

ごみの減量、再使用及びリサイクルに向けた市民活動の活性化のため、市民団体に対し助成金などの支援を行っています。今後も引き続き、こうした制度の充実に努めます。

③ フリーマーケットの開催

家庭内で不要になったものの再利用を推進するため、市民の手によるフリーマーケットが数多く開催されていますが、市民のリサイクル活動を積極的に推進するため、今後も市主催のフリーマーケットを開催していきます。

(4) 市民参加の促進

① 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の実施

市民の方がごみ問題に関心を持ち、積極的に参加・活動できる場として、市民、減量指導員、事業者、専門家などから構成する「川崎市ごみ減量推進市民会議」を設置しています。

平成 19 年 1 月から始めた第 1 期の活動では、市民会議自体がごみ減量に向けた具体的な取組を推進しました。今後はこの会議の中で、資源集団回収など市民・事業者・行政のパートナーシップに基づく事業の適切な運営や、この三者による連携の取組について、意見を交換し活動の実践を図ります。

H21	H22	H23	H24	H25
		会議の実施		

(5) まちの美化推進

① 不法投棄防止に向けた取組

廃棄物の不法投棄は臨海部を中心に後を絶たない状況にあるため、タクシー協会や関係機関と連携し監視するとともに、巡回パトロールや不法投棄常習場所への防止看板、監視カメラの設置等を推進します。

H21	H22	H23	H24	H25
	関係機関との連携による	監視の実施		
	巡回パトロールの実施 防止看板（約 150 箇所）	カメラの設置		

② 集積所周辺の環境美化

ごみの散乱が目立つ集積所の周辺については、排出状況を調査し啓発や指導を徹底するとともに、周辺住民・減量指導員の協力のもと、集積所周辺の環境美化に努めます。

③ クリーンアップかわさき推進事業の実施

ポイ捨て禁止条例に基づく散乱防止重点区域において、たばこの吸殻や空き缶など散乱ごみの清掃を集中的に行うことにより、ごみを捨てにくい環境づくりを目指します。

④ 各種普及啓発キャンペーンの実施

国が主唱する「ごみ減量・リサイクル推進週間」行事の一環として毎年5月30日に「ごみゼロの日」キャンペーンを実施しています。

また、駅周辺の環境美化とポイ捨ての防止に向けて、毎月市内の主要駅でポイ捨て禁止キャンペーンを実施しています。

今後もこれらの事業を継続して実施し、市民の環境意識やモラルの向上に努めます。

2 循環型の処理システムを築く

(1) ごみをつくらない社会を創る

【ごみの発生を容認しない市場経済の構築】

① グリーン購入の促進

ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用するグリーン購入の拡大に向けた取組を推進します。

② 製品の適正包装の推進

市内の大手スーパー・百貨店・商店街等約 1,700 店舗に対し、適正包装の協力を要請しています。また、特に主要駅のデパート、百貨店に対しては個別に訪問し依頼を行っています。

今後も協力要請や個別訪問を継続するとともに、事業者との連携を通じたごみ減量の取組を推進します。

また、市民に対しては、バラ売り商品の購入や買い物袋を持参するライフスタイルへの転換を求め、適正包装の推進に努めます。

H21	H22	H23	H24	H25
		店舗への協力要請		
		個別訪問の実施		

③ レジ袋削減に向けた取組

ごみの減量への取組として、市内事業者でもレジ袋の削減が始められています。また、平成 19 年 10 月に、事業者 2 社、市民団体 2 団体及び市によるレジ袋削減に関する協定を締結しました。今後は環境配慮型ライフスタイルの確立に向けて、事業者や市民団体と連携し、マイバッグの使用やレジ袋削減に向けた取組を推進します。



協定締結報告記者会見の様子

④ リサイクルエコショップ制度の充実

現在、リサイクルエコショップとして 189 店舗（1 商店街含む）を認定しています。今後は、市民の認知度など現行制度の課題を整理し、地球温暖化対策や地域の活性化とも関連付けながら、制度の再検討を行い、その充実を図ります。

H21	H22	H23	H24	H25
189 店舗				500 店舗
		制度の再検討		

⑤ 事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底

事業者には、自らの事業活動で生じたごみを減量し、資源化する事業者処理責任があります。事業系ごみの減量は大変重要な課題となっているため、ごみを多量に排出する事業者等にごみの減量・リサイクルに向けた指導の徹底を図っていきます。

H21	H22	H23	H24	H25
	事業系ごみの再資源化に向けた指導			

【拡大生産者責任の追及】

⑥ 環境に配慮した製品の開発の促進

製造業者が、使用後のことも考慮に入れた製品設計を行うことにより、廃棄物となった場合の適正な再使用・再生利用・処分が簡単に行えるなど、環境に配慮した製品を開発し、その処理やリサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体と連携して取組を進めます。

⑦ 店頭回収の拡大に向けた取組

スーパー等が、自ら販売したもののうち、リサイクル可能なものを店頭で回収することは、市の分別収集と併せて市民による資源化の機会を増やすことになり、資源物の円滑なリサイクルを推進することができます。

今後は、販売事業者等の協力を得ながら、店頭回収実施店舗の拡大に努めます。

H21	H22	H23	H24	H25
103 店舗				120 店舗
		実施店舗の拡大		

【経済的手法の導入】

⑧ 効果的な経済的手法の研究

経済的手法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく基本的な方針（平成 17 年 5 月改定）において、市町村の役割の一つとして、「……排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と定められています。

また、国においては、市町村による一般廃棄物処理の有料化に向けた取組を支援するため、平成 19 年 6 月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定するとともに、第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月改定）においては、市町村に求められる具体的な役割の一つとして、「一般廃棄物処理の有料化等の経済的手法などを必要に応じ適切に活用した 3 R の推進」が挙げられています。

本市においては、ごみの減量化の推進と排出量に応じた負担の公平性を確保するため、効果的な経済的手法について、引き続き調査・研究を行います。

(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする

【徹底した資源化】

① 資源集団回収事業の拡大

資源集団回収は、市民・事業者・行政のパートナーシップ事業であり、その年間回収量は市のごみ総排出量の約1割を占めるなど、ごみの減量化に大きく寄与しています。

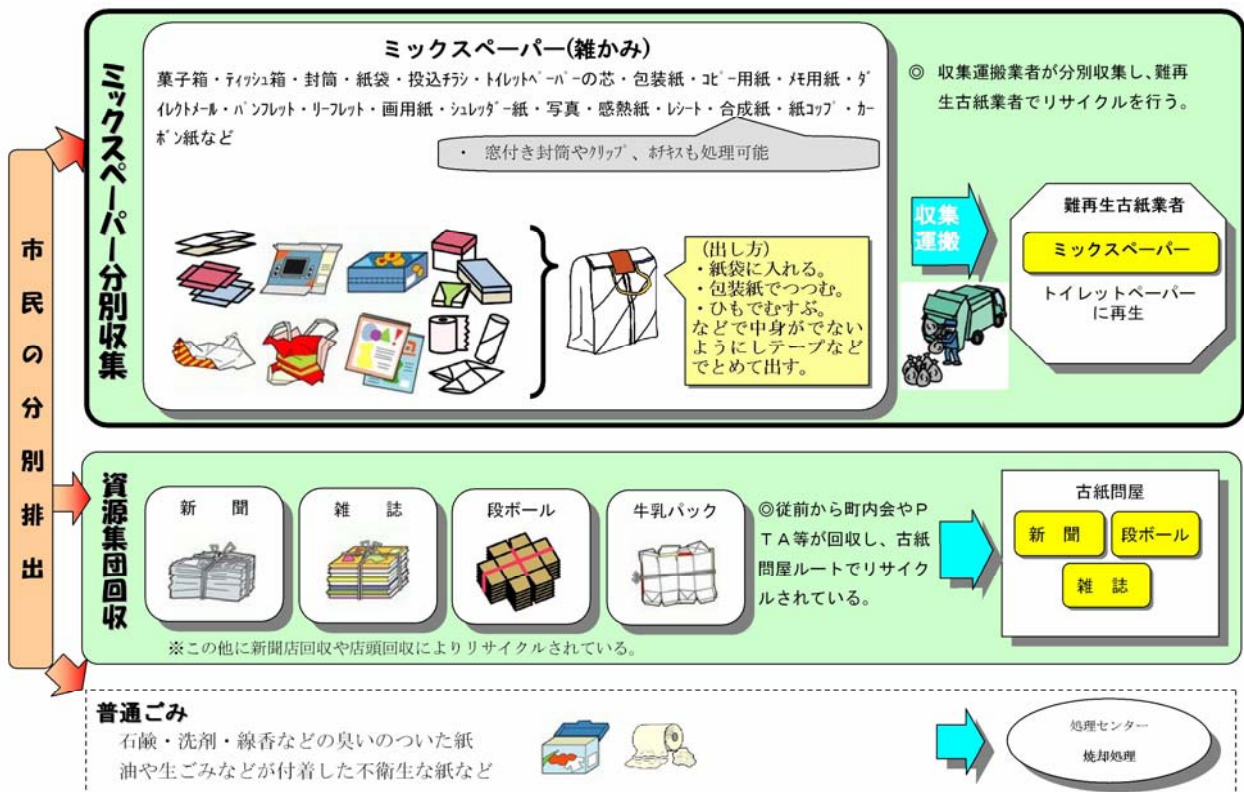
今後は、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収場所の増加、さらには効果的な広報活動の展開など、活動を活性化させる施策を実施するとともに、情報の提供、経済的な援助を含め、多面的な支援策を講じ事業の充実を図ります。

	H21	H22	H23	H24	H25
回収量					回収量
	55,000 トン				63,000 トン

② ミックスペーパーの分別収集の拡大

資源集団回収の対象となっている古紙以外の包装紙、封筒、菓子箱などのミックスペーパーについて、平成18年11月から開始しているモデル収集を継続し、平成22年度中から全市において分別収集を行います。

	H21	H22	H23	H24	H25
モデル実施					
			全市実施		



③ その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施

容器包装リサイクル法の対象であるプラスチック製容器包装の中で現在実施していない、ペットボトル以外の「その他プラスチック製容器包装」の分別収集について、収集・処理体制の整備を進め、平成 22 年度中からモデル収集を開始し、平成 25 年度には全市において分別収集を行います。

H21	H22	H23	H24	H25
	モデル実施			全市実施

④ 分別排出の徹底

空き缶・空きびん・ペットボトルなどの分別収集を実施していますが、これらの資源物が普通ごみに混入しているなど、未だ分別排出が徹底されていない状況です。

今後も、市民の環境に対する意識を高める意味から、分別排出指導の強化を図ります。

⑤ 廃蛍光管リサイクルの実施

近年資源化の対象物が拡大しており、廃蛍光管についても国内事業者によりリサイクル技術が確立されていることから、平成 20 年度から開始した、廃蛍光管リサイクルに向けたモデル事業の拡大を図ります。

H21	H22	H23	H24	H25
	モデル事業の実施・拡大			

⑥ 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進

家庭系ごみの中で高い比率を占める生ごみについては、その減量、リサイクルが重要な課題となっており、また事業系の生ごみについては、食品リサイクル法（平成 13 年 5 月施行）の制定により、本格的な減量・リサイクルが始まっています。

こういった背景のもとで、本市の地域特性に即した「かわさき生ごみリサイクルプラン」を平成 19 年 2 月に策定しました。

今後は、同プランに基づき家庭系生ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、事業系生ごみについても、民間主体の減量・リサイクルの取組を推進していきます。

H21	H22	H23	H24	H25
		プランの実施		

⑦ 生ごみ処理機等の購入助成

家庭から出る生ごみは、コンポスト化容器や生ごみ処理機を使用してリサイクルすることができます。市民の方の生ごみ処理機等の購入に対する助成を引き続き行い、家庭系生ごみの減量・リサイクルを図ります。

H21	H22	H23	H24	H25
	助成制度の実施			

⑧ 生ごみリサイクル講習会

生ごみリサイクルの学習の場として、生ごみの堆肥化や電動生ごみ処理機の活用方法について、市民向けの講習会を行います。

⑨ 生ごみ等リサイクルモデル事業の実施

生ごみのリサイクル手法等を検討するため、平成16年度から実施している小学校・集合住宅・区役所等を対象にした3つのモデル事業を継続し、各モデル事業における堆肥の効能、費用対効果などの比較・検証を行います。

H21	H22	H23	H24	H25
	モデル事業の実施・検証			

⑩ 事業系資源物のリサイクルルートの確立

事業系ごみの資源化は、事業者自らが資源化ルートを整備することが望ましいのですが、小さな商店街等では資源物の排出量が少ないため、回収やリサイクルが非効率でリサイクルルートの確保が困難な状況にあります。

事業系ごみの資源化に向けて、排出事業者や回収・再資源化事業者などと協働し、既存のリサイクルルートの活用についてモデル事業を検討します。

H21	H22	H23	H24	H25
	モデル事業の検討			

【環境産業との連携】

⑪ 環境産業との連携

本市では、臨海部のエコタウン事業に見られるように環境産業が多数立地していることから、環境に配慮したリサイクル方法等について、これらの民間事業者と連携を図ります。

(3) 資源にならないごみは適正に処理する

【環境負荷の低減に努めた適正処理】

① 廃棄物処理技術の研究、開発

焼却灰のセメント化など、新たな技術の導入を含めた資源化方策とともに、効果的で安全な処理技術の調査・研究を継続して実施していきます。

また、メーカーなどと連携して、新技術の開発を推進していきます。

② 埋立処分量の減量化

ごみの減量、資源化を推進し、焼却の対象となるごみをできる限り減らすことで、本市最後の埋立処分場である浮島廃棄物埋立処分場の使用期間を最大限延長します。

③ ISO14001の適正な運用

市内4つの処理センターでは、ISO14001を認証取得しており、今後も環境に配慮した事業運営を行います。

また、ISO14001の運用については、外部機関による認証から規格適合監査要領による自己適合宣言へ移行します。

④ ごみ発電事業の推進

ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについては、これまでも発電や蒸気供給等による活用を図ってきましたが、今後も、新設する（仮称）リサイクルパークあさおごみ焼却処理施設を高効率な熱回収施設とすることにより4処理施設での発電を行い、さらにごみ発電事業等を推進し、温室効果ガスの削減に努めます。

⑤ 有害廃棄物・適正処理困難物への取組

環境への負荷が大きい有害廃棄物や、市の施設では処理が困難なものについては、メーカー等による回収ルートを整備に努めます。また、既に店頭回収により適正処理が行われているものについては、その情報の普及に努めます。

⑥ 搬入禁止物の混入防止

市のごみ処理施設に搬入される廃棄物の中には、市のごみ処理施設に搬入してはいけない産業廃棄物や適正処理困難物、資源物などが混入されているため、処理施設に導入した内容物審査機を用いた内容物審査体制を充実し、適正に処理・リサイクルされるよう監視、指導の強化に努めます。

H21	H22	H23	H24	H25
内容物審査機の導入・審査の実施		内容物審査の強化		

【ごみ処理施設の整備】

市内には、4つのごみ処理施設があります。効率的なごみ処理を行うためには、焼却能力を常に一定程度に保つ必要があることから、施設建設後一定期間が経過したごみ処理施設については、大規模な補修・整備を計画的に実施します。

また、王禅寺処理センターの老朽化に伴い、新たに総合的なごみ処理施設として「(仮称)リサイクルパークあさお」のごみ焼却処理施設建設を進めるとともに、資源化処理施設についても建設を開始します。

⑦ 4 処理センターの補修・整備

H21	H22	H23	H24	H25
		浮島処理センター整備		
			堤根処理センター整備	

⑧ (仮称) リサイクルパークあさお ごみ焼却処理施設の建設

H21	H22	H23	H24	H25
		焼却処理施設建設		
			稼働	

⑨ (仮称) リサイクルパークあさお 資源化処理施設の建設

H21	H22	H23	H24	H25
			資源化処理施設建設	

⑩ ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設の建設

H21	H22	H23	H24	H25
	資源化処理施設建設			
		稼働		

3 新たな視点と発想による施策展開

(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ

【施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施】

① 施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施

各施策の評価にあたっては、評価の基準となる指標の設定が求められます。また、国においても、市町村等が行う廃棄物の減量のほか適正な処理を確保するための取組が円滑に実施できるよう、諸指針が策定されています。

そこで、本市のごみ処理事業の特徴を把握するとともに、国が策定した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月）」等を基に、意識啓発の効果や各区の達成状況等を明らかにすることにより、市民・事業者・行政がビジョンを共有できる評価手法の導入に向けた検討を行います。

	H21	H22	H23	H24	H25
評価手法の検討		評価手法の導入・検証			

【計画のフォローアップ】

② 計画のフォローアップ

計画の進捗状況については、評価手法により定期的に施策の点検・評価を行い市HPなどで公表するとともに、概ね3年で行動計画の見直しを行います。

	H21	H22	H23	H24	H25
		点検・評価		行動計画の見直し	

(2) 費用対効果の分析

① 民間活力の導入

現在、ミックスペーパーモデル事業（平成19年度～）・粗大ごみ（平成20年度～）の収集運搬業務について民間委託化しています。今後も費用対効果の観点から、効率的かつ効果的な廃棄物処理事業の執行体制について検討を進めます。

行動計画（改定素案）の体系

目標

- 市民1人が1日当たりに出すごみの削減量
- 焼却ごみ（家庭系及び事業系）の削減量

補助指標

- 廃棄物分野における温室効果ガス削減量、又は、削減率

◆◆◆ 具体的施策一覧 ◆◆◆

循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる	(1) 環境教育・環境学習の促進	①幼児環境教育プログラム ②出前ごみスクール ◎ ③ふれあい出張講座 ◎ ④エコ・クッキング講習会 ⑤リユース食器やマイカップの普及 ⑥環境教育教材の充実 ⑦3R推進講演会の開催
	(2) 情報の共有化	①市ホームページの充実 ②再利用品交換情報誌「エコー（echo）」の充実 ③広報誌の充実 ④マスメディアを活用した情報提供 ⑤（仮称）3Rチェックシートの作成・普及 新 ◎
	(3) 減量・リサイクル活動の活性化	①減量指導員制度の充実 ②市民リサイクル活動への支援 ③フリーマーケットの開催
	(4) 市民参加の促進	①「川崎市ごみ減量推進市民会議」の実施
	(5) まちの美化推進	①不法投棄防止に向けた取組 ②集積所周辺の環境美化 ③クリーンアップかわさき推進事業の実施 ④各種普及啓発キャンペーンの実施
システムを築く	(1) ごみをつくらない社会を創る	①グリーン購入の促進 ②製品の適正包装の推進 ③レジ袋削減に向けた取組 新 ◎ ♣ ④リサイクルエコショップ制度の充実 ⑤事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底 ◎ ⑥環境に配慮した製品の開発の促進 ⑦店頭回収の拡大に向けた取組 ⑧効果的な経済的手法の研究

新…新規の具体的施策 ◎…重点施策 ♣…地球温暖化対策に寄与する具体的施策

循環型の処理システムを築く	(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする	①資源集団回収事業の拡大 ◎ ②ミックスペーパーの分別収集の拡大 ◎ ③その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施 ◎ ♣ ④分別排出の徹底 ⑤蛍光灯リサイクルの実施 新 ⑥「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進 ◎ ♣ ⑦生ごみ処理機等の購入助成 新 ⑧生ごみリサイクル講習会 新 ⑨生ごみ等リサイクルモデル事業の実施 ⑩事業系資源物のリサイクルルートの確立 ◎ ⑪環境産業との連携 新
	(3) 資源にならないごみは適正に処理する	①廃棄物処理技術の研究・開発 ②埋立所分量の減量化 ③ISO14001の適正な運用 ④ごみ発電事業の推進 ◎ ♣ ⑤有害廃棄物・適正処理困難物への取組 ⑥搬入禁止物の混入防止 ◎ ⑦4処理センターの補修・整備 ⑧（仮称）リサイクルパークあさおごみ焼却処理施設の建設 ◎ ⑨（仮称）リサイクルパークあさお資源化処理施設の建設 新 ◎ ⑩ ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設の建設 新
	(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ	①施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施 ◎ ②計画のフォローアップ
	(2) 費用対効果の分析	①民間活力の導入

に新たな視点と発想

◆◆◆ 温室効果ガス排出抑制に寄与する事業 ◆◆◆

- (1) 廃棄物鉄道輸送事業
- (2) ごみ収集車両整備事業
- (3) フロン回収事業
- (4) 資源化処理運営事業
- (5) 余熱利用市民施設運営事業



「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）行動計画（改定素案）」に対するたくさんの御意見をお待ちしております。

9月25日（木）までに御来庁・郵送・FAXにてお寄せください。

（市ホームページから電子メールでもお寄せいただけます）



連絡・問合せ先 〒210-8577（住所はなくても届きます。）

川崎市環境局廃棄物政策担当

電話：044-200-2558 FAX：044-200-3923

ごみ・リサイクルに関するホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30genryo/home/menu.htm>